

(様式第4号)

審議会等付属機関 会議概要

1 審議会名	上田市情報公開・個人情報保護審査会
2 日 時	令和5年1月17日(火) 午後3時から午後5時まで
3 会 場	市役所本庁舎 2階 202・203会議室
4 出 席 者	岩下智太郎会長、北澤真一委員、佐藤恵太委員、鈴木志保委員、西俊子委員、野瀬裕昭委員
5 市側出席者	池田総務課長、坂口課長補佐兼文書法規係長、野澤文書法規係主査、笹井文書法規係主事 根岸収納管理課長、宮下課長補佐兼収納担当係長 大木保育担当係長、白鳥武石診療所事務長
6 公開・非公開	一部非公開(上田市個人情報保護条例第26条の7に該当)
7 傍 聴 者	0人 記者 0人
8 会議概要作成年月	令和5年1月18日

協 議 事 項 等

1 開会

2 会長挨拶

3 議事

(1) 審査請求に係る審査(諮問内容の説明)【非公開】

(2) 保育園業務 ICT 化システムの導入について(保育課)

- ・資料に基づき、保育課から説明
- ・以下、質疑応答

(委員) 株式会社コドモンは、情報漏えいの実例はあるか。

(保育担当係長) 実例は無い。

(委員) アプリに紐づく保護者の個人情報は具体的にどういったものか。

(保育担当係長) 登録に必要な保護者の情報は、メールアドレスのみである。

(委員) 当該システムで扱われる個人情報の保有期間はどれくらいか。

(保育担当係長) 今のところ決まりがない。成長の記録等を小学校に提供しなければならないことがあるため、そういった事情を考慮して今後決めたい。

(委員) これまで紙で管理してきた記録は、何年保存してきたのか。

(保育担当係長) 児童要録については、10年保存としている。

(委員) データセンターのサーバは、株式会社コドモンが独自に運営しているものなのか。

(保育担当係長) 株式会社コドモンが独自に運営するサーバである。

(委員) 行政の外からもアクセスすることができる仕組みであるため、アプリを使用する人の認証に慎重さが求められるが、どのように認証するのか。

(保育担当係長) 保護者に対し、アプリの案内状を園児1人に対して1枚渡し、それに記載されているキーを入力することで登録できるようになっている。

(委員) センシティブな情報が記録されるため、ログインには二段階認証などが望ましい。

(保育担当係長) 参考にさせていただく。

(委員) 保護者は、登降園の管理以外にはこういった操作ができるのか。

(保育担当係長) 基本的には、園からのお知らせを受け取ることになる。

(委員) プッシュ型でサーバからメールが届くだけなのか。

(保育担当係長) 園からの連絡はメールのようなイメージで、保護者からの連絡はアプリに情報を記録するようなイメージである。

(委員) 連絡帳のように過去に遡って記録を確認することができるのか。

(保育担当係長) 機能を拡張することで使用できるようになり、今後連絡帳機能も取り入れる予定である。

(委員) 小中学校はすでに単純な出欠連絡アプリが導入していると思われるが、今回のケースで情報をわざわざクラウドに保存するのは、将来的に保存した情報を利用することを想定してのことか。

(保育担当係長) 情報が蓄積されるため、小学校に上がる際の情報提供などにあたってデータが扱いやすく、業務の効率化を図ることができると考えている。

(委員) このシステムを扱う主体は事務職員なのか、各保育士なのか。

(保育担当係長) どちらも使用する。保育士1人にタブレットを1台ずつ貸与し、管理することを想定している。

(委員) 保育士にも個人情報の管理の研修を行うのか。

(保育担当係長) 行っている。これからも適宜行っていく。

(委員) バスで登園する子どもは、どのように登降園登録するのか。

(保育担当係長) 園でQRコードを用意し、登録する。

(委員) タブレットでは出欠以外の個人情報も取り扱うのか。

(保育担当係長) 職責に応じたアクセス権限を設ける予定だが、帳票等を管理することができる。

(委員) アクセス記録はどのように管理されるのか。

(保育担当係長) アクセスログがサーバに残るため、必要に応じて株式会社コードモンに開示してもらうことを想定している。

(委員) アクセスしたままの状態が教室等に放置された場合、誰でも使用できてしまうのではないのか。

(保育担当係長) 操作を一定時間しないとログアウトするようになっている。

(委員) 導入実績がかなりあるようだが、先がけて導入している自治体の導入後のトラブルなどは把握しているのか。

(保育担当係長) 他の自治体の事例は把握していないが、現在上田市内の3園で試験運用中であり、導入によるトラブルは、この試験期間である程度把握できると考えている。

(委員) 利便性と情報保護とのバランスを考慮して運用してほしい。また、取り扱う情報の質または職責に応じたアクセス権限の設定などを慎重にご検討いただきたい。

(保育担当係長) 慎重な取扱いを徹底していきたい。

(委員) 意見が出尽くしたが、審査会としてはこれを認めることとしてよろしいか。

(委員全員) 異議なし

(2) 新電子カルテシステム導入に伴う患者情報の共有について (武石診療所)

- ・資料に基づき武石診療所から説明
- ・以下、質疑応答

(委員) どちらの企業のシステムで、どれほどの導入実績があるのか。また、こちらのシステムのネットワークは、武石診療所と国保依田窪病院とのクローズなネットワークなのか。また、それぞれの端末はインターネット接続可能か。

(武石診療所事務長) システムは富士通のものである。大規模な病院から小規模な診療所まで導入実績があると聞いている。ネットワークについては、武石診療所と依田窪病院の二者のみの独立したもので、それぞれの端末はインターネット接続不可となっている。

(委員) ノートパソコンか、デスクトップ型か。

(武石診療所事務長) どちらも予定している。

(委員) 携帯性があるものについては、取扱いにご留意いただきたい。

(委員) 端末の外部持出しは可能か。

(武石診療所事務長) 往診の際に医師が持ち出すことは想定しているが、それ以外は不可とする。

(委員) 情報共有に関する患者の同意について、同意をいただくタイミングはいつか。

(武石診療所事務長) 審査会でご了承いただき次第、順次実施していく予定である。

(委員) 情報提供書とは、具体的にはどのようなものか。

(武石診療所事務長) 基本的に紹介状のことを指している。

(委員) 本人同意について、病院の規模が拡充される場合はその都度同意を取り直すのか。また、本人同意を得るのは一般的に行われるものなのか。

(武石診療所事務長) 依田窪病院では行っていないと思われる。しかし、武石診療所としては患者の承諾を得たうえで行いたいと考えている。

(委員) 承諾しなかった場合はどうするのか。同意を取ることが一般的でないとする、悪しき先例になってしまうのではないか。

(武石診療所事務長) 承諾しない場合でも、緊急時においては共有する可能性があるということを説明したいと考えている。

(事務局) 病院が取り扱う個人情報については、通常は院内のみで管理される。今回は、異なる医療機関と共有するという特例のために同意をもらうものである。

(委員) 他の機関と患者情報を共有することは通常ないことであり、それを行うためには患者の同意は不可欠だろう。緊急時だとしても、もし同意が得られなかった場合は共有してはならないだろう。本人同意を得る意味がなくなるし、医師の守秘義務に反する可能性もある。

(武石診療所事務長) 患者に意識があって明確に拒否するのであれば例え緊急時であっても情報共有はしないが、意識がなく同意を得ることができない場合は共有する方向で考えている。条例にもそのように規定がある。

(委員) 条例の何条に規定されているのか。

(事務局) 個人情報保護条例第9条第3号の「緊急かつやむを得ない理由があるとき」に該当すると思われる。

(委員) 該当性の判断になってくるが、第9条第3号を理由に同意なしに共有を許すのであれば、解釈は定めておくべき。

(委員) システムの仕様上、普段は共有されず緊急時だけ共有するということができるのか確認し、運用をしっかりと決めてほしい。

(武石診療所事務長) 承知した。

(委員) 意見が出尽くしたが、審査会としてはこれを認めることとしてよろしいか。

(委員全員) 異議なし。

### (3) 上田市における改正個人情報保護法の対応について

- ・資料に基づき事務局から説明
- ・以下、質疑応答

(委員) 先ほどのカルテシステムの結合を例に、目的外利用及び外部提供について改正によって、審査会への諮問をなしに情報の結合を行うことができるということか。

(事務局) そのとおりである。改正個人情報保護法第69条に利用及び提供の制限の規定があり、こちらに則って事務を進めていく。審査会のご意見を聞く場はなくなってしまうが、その分慎重に事務を行っていきたい。医療機関に関しては、学術研究が目的であれば、制限が緩くなるので、その点についても留意したい。

(委員) データの一部を使いたい場合、一元化したデータをどのように分けるのか。今は管理する部署や媒体が違うためデータが分かれているが、同じクラウド内にデータが保存された場合、一部分だけ使うということが出来るのか。アクセス制限で分ける以外はないのではないかとと思われるが、具体的な運用が重要になるため、次回お示しいただきたい。

(事務局) 市の主なシステムについては、直ちに全てを結合するというわけではない。マイナンバーに関しては、国の動向としてマイナンバーカード一枚で色々なことができようになりたいという目的はある。そのあたりを見据えつつ、現状として上田市ではどうしていくのか、次回の審査会でお示ししたい。

(委員) 将来的にはすべてが結合されるのか。

(事務局) 国の議論を含めて検討していくことになる。

#### 4 次回の日程等について

- ・次回の日程は、再調整のうえ決定することとなった。

#### 5 閉会